

革新的研究開発推進プログラム運用基本方針

平成 26 年 2 月 14 日
総合科学技術会議

総合科学技術会議は、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）及び「科学技術イノベーション総合戦略」（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）において創設が決定され、「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）の具体的な施策として平成 25 年度一般会計補正予算に盛り込まれた「革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）」の運用に関して、以下の基本方針を決定する。

1. ImPACT の目的・特徴

現在、我が国は、激しい国際競争にさらされ、また、深刻な社会経済的課題に直面している。これらを克服するため、我が国の将来の産業や社会のあり方に大きな変革をもたらすことが重要であり、チャレンジ、オープン、イノベーションといった姿勢・取組を促す行動が求められている。ImPACT は、その具体的な行動の一つであり、研究開発現場のマインドセットの変換、内向き志向からチャレンジ精神への大転換、自前主義からオープンイノベーションへの転換を目的とした「実現すれば社会に変革をもたらす非連続的なイノベーションを生み出す新たな仕組み」である。

このため、第一に、ImPACT は、必ずしも確度は高くないが成功時に大きなインパクトが期待できるような（ハイリスク・ハイインパクトな）チャレンジを促し、起業風土を醸成することを特徴とする。即ち、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらす革新的なイノベーションの創出を目指し、ハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進する。

第二に、ImPACT は、総合科学技術会議が設定するテーマについて優れたアイディアをもつプログラム・マネージャー（以下「PM」という。）を厳選し、大胆な権限を PM に付与し、優秀な研究者とともにイノベーションを創出することを特徴とする。即ち、PM がプロデューサーとして研究者をキャスティングし、研究開発のデザイン力・マネジメント力と、我が国のトップレベルの研究開発力を結集する。

ImPACT の究極的な目的は、「イノベーションに最も適した国」「起業、創業の精神に満ちあふれた国」の実現である。勿論これは ImPACT のみで達成できるものでないことから、ImPACT で生み出す成功事例を、我が国の各界が今後イノベーションに取り組む際の行動モデルとして示すことも目指す。

2. ImPACT の進め方

(1) 会議の開催等

PM の選定・評価・進捗状況等についての審議・検討を行うことを目的として、「革新的研究開発推進会議」（以下「推進会議」という。）及び「革新的研究開発推進プログラム有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。有識者会議は推進会議の下で開催する。

推進会議は、内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）、内閣府副大臣（科学技術政策担当）、内閣府政務官（科学技術政策担当）及び総合科学技術会議有識者議員で構成する。有識者会議は、総合科学技術会議有識者議員及び外部有識者で構成する。その他、推進会議の開催等に必要な事項は総合科学技術会議議長が、有識者会議の開催等に必要な事項は推進会議座長が、別に定める。

(2) テーマの設定

ImPACT が目指す産業や社会のあり方の変革という「出口」を示すため、

1) 非連続的な変化でパラダイム転換をもたらす科学技術イノベーションによって、我が国の産業競争力を飛躍的に高め、豊かな国民生活に大きく貢献するもの

2) 我が国が直面する深刻な社会的課題に対し、従来の常識を覆す革新的な科学技術イノベーションによってこれを克服するもの

の観点から、次の 5 つのテーマを設定する。

○資源制約からの解放とともにづくり力の革新

（新世紀日本型価値創造）

○生活様式を変える革新的省エネ・エコ社会の実現

（地球との共生）

○情報ネットワーク社会を超える高度機能化社会の実現

（人と社会を結ぶスマートコミュニティ）

○少子高齢化社会における世界で最も快適な生活環境の提供

（誰もが健やかで快適な生活を実現）

○人知を超える自然災害やハザードの影響を制御し、被害を最小化

（国民一人一人が実感するレジリエンスを実現）

(3) PM の決定

内閣府は、PM の募集を行い、研究開発プログラムの構想などの提案を求める。有識者会議は、応募者の審査を行い、PM 採用候補を選定し、推進会

議に報告する。推進会議は、有識者会議の報告を踏まえて PM 採用案をとりまとめ、総合科学技術会議に報告する。総合科学技術会議は、推進会議の報告を踏まえて PM を決定する。(独) 科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、PM の採用に関する総合科学技術会議の決定を踏まえ、PM を雇用する。機構は、総合科学技術会議が行う PM の進捗管理に対し的確に対応するとともに、PM 雇用者としての立場、PM 活動を支援する立場及び適正な基金管理の観点に留意し、その適切な体制を構築する。

PM は、研究開発プログラム全体のマネジメントを行うとともに、研究開発の成果を革新的なイノベーション創出に結び付けるプロデューサーとしての役割を担い、原則として専任とする。なお、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められれば、PM の国籍は問わない。

PM 選定の基準・手順は推進会議が策定する。この際、制度の主旨を踏まえ、詳細な研究開発内容ではなく、プロデューサーとしての PM の適切さを見極めるため、選定は次のような視点から行われるものとする。

①PM の資質・実績

- ・研究開発、事業化等のマネジメントに関する経験や実績、潜在的能力。
- ・テーマに関する専門的知見や理解力。国内外のニーズや研究開発動向の把握能力。
- ・幅広い技術や市場動向の俯瞰力。複眼的な視点での事業化構想力。
- ・研究者はもとより、関係者全てとの十分なコミュニケーション能力。目標達成に向けたリーダーシップ性。
- ・产学官の専門家とのネットワークと技術情報収集力。
- ・ハイインパクトなイノベーションの実現を成し遂げる意欲。
- ・自らの研究開発構想について、対外的に分かりやすく説明する力。

②PM の提案する研究開発プログラム構想

- ・産業や社会のあり方の変革をもたらすことであること。(インパクトの大きさ、実用化・事業化の可能性)
- ・他の制度では取り組めないようなハイリスク・ハイインパクトなチャレンジをするものであること。(漸進的ではなく、非連続なイノベーションを目指すものか)
- ・ハイリスクであっても実現可能であることを合理的に説明できるものであること。
- ・我が国のトップレベルの研究開発力及び様々な知識を結集できるものであること。(構想する体制の適切性)
- ・研究開発計画が妥当なものであること。(費用の妥当性、実施期間から

見た成果設定の妥当性)

- ・成果は検証可能なものであること。

国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用可能なデュアルユース技術も含まれ得ることとする。

(4) 研究開発の実施

PM は、研究開発機関を選定し、有識者会議に報告し、確認を求める。確認の後、研究開発機関は、PM のマネージメントの下で、研究開発を実施する。

PM に関する機関又は日本国外の機関を研究開発機関として選定しようとする場合、PM は、推進会議に対して選定の承認を求める。推進会議は、当該機関を選定することが、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められる場合、選定を承認する。

PM による研究開発の実施管理は、原則として機構と各研究開発機関との間の委託契約により行う。ImPACT に必要な研究開発、PM の支援、資金管理等の経費は、機構に設立された「革新的新技術研究開発基金」(以下「基金」という。) により、推進会議が決定する運用に係る方針に基づき執行する。

PM は、必要に応じて研究開発の加速、減速、中止、方向転換等を柔軟に実施する。当初の目標とは異なるがハイインパクトな成果が見込めるなど新たな展開が見込める場合は、PM の判断により柔軟にプログラムを見直すことができる。

(5) 評価及び進捗管理の実施

有識者会議は、ImPACT の着実な推進を図るため、PM から進捗状況について、機構から基金の管理状況について概ね半年毎に報告を受けるとともに、必要に応じて PM、機構に対して改善を求めることができる。但し、改善を求める際しては、ハイリスク・ハイインパクトな取組を促し、PM に大胆に権限を付与するという制度の主旨に留意する。

有識者会議が求める改善が行われない場合や、成果（テーマに示された産業や社会のあり方の変革）が見込めないと判断される場合、総合科学技術会議は、推進会議における審議・検討を経た上で、PM の解任を決定できる。

総合科学技術会議は、研究開発終了後、期待された成果が得られ、将来の展開に繋がるかどうか、プログラム・マネージメントが適切であったか、等の観点から、外部有識者を活用して PM に対する評価を行う。当初想定された計画では目標達成が困難な見通しとなった際の研究開発の計画変更や、派生した研究開発の展開など、プログラム・マネージメントの過程の適切性や、

目標通りの成果が得られない場合もそこから何を学んだか等も評価の対象とするなど、制度の主旨を踏まえた評価とする。

(6) その他

内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)において、ImPACTを円滑に推進するために必要な事務を実施する。

推進会議は、基金の運営・管理に係る基本方針、基金の管理状況、革新的新技術研究開発業務の進捗状況を審議・検討する場合には、基金を管理する立場としての文部科学大臣の出席を求めることができる。

成果については、積極的な対外発信を行う。

得られた知的財産権については、産業技術力強化法第19条に基づき研究開発機関又は同機関に所属する研究者等に帰属することを原則としつつ、我が国の産業競争力の強化と知的財産の活用促進の観点に留意し、その詳細は推進会議が別に定める。

この他、ImPACTの運用に関して必要な事項については、推進会議において決定する。

(了)